

維新の会の光本圭佑でございます。

維新の会を代表しまして、第 10 回市議会定例会に提案されました平成 31 年度当初予算並びに関係諸案件について代表質疑を行います。代表質疑でございますので、市長の基本的な認識を中心にお聞きしてまいります。市長におかれましては、私個人ではなく、会派の思いが詰まった質問でございますので、意のあるところを十分お酌み取りいただき、明快で分かりやすい答弁をお願いしたいと思います。

また、先輩議員並びに同僚議員皆様には、しばらくの間御清聴宜しくお願い致します。

それでは、質問に入ります。

(1.) 事業目的及び結果を重視する仕組みについて

昨年 10 月の総括質疑及び 12 月の一般質問にて、事務事業評価表の形骸化と事業を行う事が目的化し、本来の目的達成、結果を重視しないことについて伺って参りました。

その原因については「コスト意識の欠如、最小の経費で最大の効果を挙げる」という意識が薄いことも原因と考えると答弁頂きました。

本来、設定した評価指標に対して、決算年度にどれだけの事が出来たかについて、最終目標を踏まえて達成状況を確認するとともに受益と負担の適正化の点検、また、他自治体の比較などを踏まえ総合評価を行い、その評価結果から今後取り組むべき改善、見直し方策について翌年度以降の考え方や計画を行わなければいけないところが不十分であったことが露呈されました。

この点について、市長からも事業を行う事が目的化している部分が散見できると答弁頂き、また、このような問題意識から始めたのが現在の施策評価であり、事務事業評価とこの施策評価の関連については、サンドイッチのような取り組みで進めようとしており、ボトムアップで事務事業評価表から施策評価に反映、または、三役とのヒヤリングの中で、問題意識があった事項について事務事業評価のところでもう一度しっかりと押さえる両面で取り組んでいるが、事務事業評価はまだ不十分で取り組みの途上であると答弁頂きました。

Q1-1.そこでお尋ねします。

このサンドイッチの取り組みにより、事業を行う事が目的化せず結果重視となり、事務事業の改善、市民への説明責任、職員の意識改革に結びつくのか分かりやすく因果関係も交えてご説明下さい。

また、結果を重視し、事務事業評価表の形骸化を改善し、平成 31 年 9 月決算時に平成 30 年度の決算内容を反映させるための明確な方策をお答え下さい。

(2.)新地方公会計制度活用について

財務書類の作成目的は、現金の授受といったフロー情報だけではなく、資産の状況等のストック情報も含め市民の皆様に対して財政情報を分かりやすく公表し説明責任の履行を果たすことと、これまでは見えにくかった減価償却費などのコストを「見える化」するとともに類似他都市等との比較などを行い、財政運営や政策形成を行う上での基礎資料等に活用し財務の効率化や適正化に資することであり、非常に重要な決算審査資料であると考えます。

現在のように決算審査より半年遅れで作成するのではなく、決算審査に間に合わせて頂きたいのですが、以前、イニシャルコストやランニングコストに加え、比較類似都市が期末一括仕訳を行っており先行して作成する意味があまり無いとご答弁されています。

しかし、現在本市の決算審査においては、予算への連動が図られています。前々年度の決算データでは、多様な市民ニーズや変化の激しい時代の流れには到底対応できません。

また、結果を重視しない要因であるコスト意識の欠如の払拭にもつながり、事業の費用対効果が十分であるかどうかを検証するツールとして活用可能であると考えます。

Q2-1.そこでお尋ねします。

様々な側面から鑑み、市全体の財務書類、また、その先の施策や施設ごとの単位に細分化したセグメント別財務書類を作成し事業のフルコストの「見える化」を早急に行うべきであると考えますが、いかがお考えでしょうか。

ご見解をお聞かせください。

(3.)中学校弁当推進事業について

この事業の目的は、自宅から弁当を持参できない子どもたちが菓子パンやコンビニのおにぎり等で済まし、栄養バランスが悪いところをカバーするもので素晴らしい事業であると我が会派は考えています。

しかし、その利用率が事業開始以来、目標の「菓子パン等で昼食を済ませている全生徒の約10%」に対して、様々な改善策を講じても1.7%前後と、この7年間全く改善されておらず、事業目的が達成されない点が非常に問題であると考えています。

そのため、昨年の決算特別委員会、12月議会にて苦言と提案を行ってまいりました。

また、昨年の決算特別委員会、文教分科会において「中学校弁当推進事業の本来の目的達成のために抜本的に事業の実施のあり方を改善するように」という分科会意見もまとめられました。

この目的が達成しない2つの大きな原因は、菓子パンやコンビニのおにぎりを未だにOKにしていること、昼休みの時間が短いことが原因です。

しかし、この7年間その原因を解決するための手立てを経年的に実施することを全く行っていないところを見ると、目的に対する結果を軽視し、事業を行っていることが目的化しているとしか考えられません。

12月議会において、家庭から弁当を持参できない子どもに対してこの弁当を全員喫食にする等が抜本的な改革だと提案させて頂いたところ、白畑次長より「中学校弁当を給食と位置づけることは難しいですが、抜本的改革は考えます。」とご答弁頂きました。

Q3-1.そこでお尋ねします。

我が会派は、中学校弁当推進事業費の削減が抜本的改革でもなく、本来の事業目的であるとも考えていません。

そのような中、教育委員会の考える「31年度に向けた抜本的改革」とは何であり、それを行うことにより本来の事業目的である菓子パンやコンビニおにぎりで昼食を済ます子どもの減少を達成できるのでしょうか。

また、達成できない場合はどのように責任を取り対処頂けるのか。

決意のほどをお聞かせください。

(4.)公共施設管理業務の委託契約について

本市の委託契約は、平成 31 年度一般会計及び特別会計の委託料当初予算額が 168 億円で、当初予算総額 3,059 億円の 5.5%、公営企業会計における委託料が 81 億円で、同会計の当初予算総額の 747 億円の 10.9%を占めており、金額的にも重要度がかなり高くなっています。近年は地方公共団体の財政危機の中、より経済的な調達、契約の確保が強く求められています。

その中で、公共施設の維持管理に係る委託契約も、一定の割合を占めています。

本市は他の類似中核都市と比べて公共施設の保有面積が大きく、本市「公共施設マネジメント基本方針」では人口 1 人当りの公共施設保有面積、類似中核市 7 市平均 2.95 平方メートルに対して、本市 4.11 平方メートルとなっており、さらには老朽化している施設が多いため、維持管理費は増加傾向です。

現在、先進市では公共施設管理業務の委託方法の見直しが行われ、今まで施設ごと業務ごとに委託契約を行っていたものを包括委託し、成果を挙げています。

Q4-1.そこでお尋ねします。

本市では、今年 10 月にオープンする「あまがさき・ひと咲きプラザ」において、清掃業務・警備業務・設備点検など 13 業務を個別に契約せず、包括委託します。

本市は他市以上に行財政改革を進めなければならず、「事務の効率化」と「管理コスト削減」を行うためにも、本市公共施設全体の包括委託に向けた検討を行うべきだと思います。

ご見解をお聞かせください。

(5.)自衛官募集のための本市の協力体制について

防衛省は自衛官募集のために、主に 18 歳と 22 歳の住所や氏名を「紙または電子媒体」で提出するよう市町村に要求しています。防衛省の求め通りに名簿を提出しているのは約 36%ですが、実際に 9 割近い自治体が住民基本台帳の閲覧や書き写しを認めています。本市では、平成 27 年 6 月定例会の一般質問の中で、当時の中浦市民協働局長が「尼崎市におきましては、自衛官募集対象年齢者の名簿を資料提供するのではなく、総務省通知に基づき、住民基本台帳法第 11 条第 1 項に規定する住民基本台帳の閲覧という方法で行っております。このことは、同条に規定いたします法令で定める事務の遂行のために必要である場合に該当すると解されるため、閲覧の拒否はできないものと考えております。」と答弁しており、本市では名簿の提出ではなく、住民基本台帳の閲覧や書き写しを認めるに留まっているのが現状です。

しかしながら、総務省の通達よりも上位である自衛隊法第 97 条第 1 項及び同法施行令第 120 条の規定により「防衛大臣が市町村の長に対し提出を求めることができるもの」と解されています。

2 月 13 日の衆院予算委員会において、安倍首相は「住民基本台帳法に基づく閲覧は見るだけで写しの交付は行われぬ。膨大な情報を自衛隊員が手書きで書き写している。これは協力していただけないと考えるのが普通だ」と主張されました。

これに呼応するように、吉村大阪市長の 2 月 16 日の Twitter では「この取り扱いを調査したら大阪市は閲覧、書き写しだった。気づかなかつた。申し訳なく思う。今後は紙や電子媒体の提供に改める。提供の法的根拠もある。役所に指示した。自衛官は、有事の際や大規模災害時には自ら危険を受け入れ、国民(大阪市民)の命を守る。重要な任務だ。」と発信し、早速提供に切り替えることを発表しています。

稲村市長は、平成 27 年 10 月 16 日(金曜日)の「自衛官募集相談員委嘱式」と題した自身の活動日記の中で「阪神・淡路大震災での自衛隊の救助、復旧活動により、私たちにとっても自衛隊は身近な存在となりました。現在では、防災訓練をはじめ、地域の中に根を下ろして連携をいただいています。自衛官の皆様には、やりがいや誇りを持って、業務に携わっていただくことが重要です。相談員の皆様方には、自衛隊と地元との懸け橋となり、志願者への広報資料による説明や相談などのお力添えをお願いしました。」と書かれています。

Q5-1.そこでお尋ねします。

阪神・淡路大震災での自衛隊の救助、復旧活動により、私たちにとっても自衛隊は身近な存在となり、現在では防災訓練をはじめ、地域の中に根を下ろして連携をしている自衛隊に本市も協力するべきだと思います。

そのために、自衛官募集のための主に 18 歳と 22 歳の住所や氏名を、防衛省の求める「紙または電子媒体」で提出するべきだと思いますが、いかがお考えでしょうか、

また、大阪市では市長判断で提出する方針を打ち出しましたが、本市で提出することができないというのであれば、何の法的根拠で提出できないという方針を貫くのか、その具体的な理由をお答えください。

(6.)新生児聴覚検査について

新生児の聴覚障害の頻度は、1,000 人に1~2人といわれており、他の先天性疾患より頻度が高く、全新生児を対象に検査を行うことは非常に意味があります。

聴覚障害に気付かない場合、耳からの情報に制約があるため、コミュニケーションに支障をきたし、言語発達が遅れることにより、社会性の発達に影響が生じるといわれています。

聴覚障害を早期に発見して適切な支援を行うことは、言語の獲得が順調に伸び、ひいては聴覚障害児の将来の社会参加につながるためにとっても大切なことです。そして、ことばの獲得には、脳が柔軟な乳児期に適切な療育を行うことが必要であり、難聴の早期発見から早期支援・療育・教育に向けて関係機関の連携した取り組みが重要となります。

近年、新生児期に聴覚検査を簡易にできる機器が開発され、短時間で精度の高い検査ができるため、聴覚検査の普及が進んできたところです。

聴覚障害はその程度が重度であれば1歳前後で気付かれますが、中等度の場合は、“ことばのおくれ”により、2歳以降に発見され、支援開始が3歳あるいはそれ以降になることもしばしばあります。しかし、聴覚障害は、早期に発見され適切な支援が行われれば、聴覚障害による影響が最小限に抑えられ、コミュニケーションや言語の発達が促進され、社会参加が容易になります。そのため早期に聴覚障害を発見し、新生児およびその家族に対して援助を行うことは重要です。

本市でも、尼崎市医師会が平成30年7月25日に提出された市長への要望書の中に、「新生児聴覚スクリーニング検査について、新生児聴覚検査は先天性の聴覚障害の発見を目的としている。しかし、尼崎市では検査にかかる費用が自費のため、その重要性を知る前に検査を受けていない新生児が散見される。平成28年3月29日付で厚生労働省より「新生児聴覚検査に向けた取り組みの促進について」という通達も出されており、実施主体である市町村がその事業の実施の実情を把握する必要がある。現状での実施の実情の報告と、一般財源化された中での検査に対する助成を要望する。」と書かれています。

新生児聴覚検査は、短時間に安全に行える検査が2種類あります。

赤ちゃんが眠っている間に小さな音を聴かせて、脳波をみる方法(自動ABR)と、耳から出る小さな音を測る方法(OAE)があります。どちらも痛みや副作用もなく、薬も使いません。

この脳波をみる方法である自動ABR検査については、おおむね生後3日以内に行う初回検査、その後、おおむね生後1週間以内に行う確認検査では地方交付税措置の対象となっています。

Q6-1.そこでお尋ねします。

地方交付税措置の対象となっている自動ABR検査の助成を実施し、本市に居住する全新生児を対象に検査を行う環境を整えるべきだと思いますが、いかがお考えでしょうか。

(7.)尼崎市総合文化センターの再整備について

尼崎市総合文化センターは 1974 年完成の文化棟と 1982 年完成のホール棟、1990 年完成の立体駐車場、1993 年完成のホテル棟内のオクトホールで構成されています。

これまで音楽、演劇、美術などを中心に芸術文化の創造及び振興に関する事業を行い、尼崎市民の文化の向上に重要な役割を担ってきました。

尼崎市との関係においては予算において昭和 48 年度から昭和 59 年度までに 19 億 3,205 万円の補助を受けたほか、平成 26 年までホール棟の建設等に係る借入金の償還に対して補助を受けていました。

また、センターの文化棟、大ホール棟の敷地 1 万 895 平方メートルの土地についても無償貸与を受けています。

所有は尼崎市文化振興財団ではありますが、建築に要した費用を負担したのは尼崎市であり、現在も補助金や無償貸与を行っている関係性にあります。

この尼崎市文化振興財団は、PPP 手法を導入した尼崎市総合文化センターの再整備を計画しています。老朽化した文化棟の建て替えやホール棟の耐震補強のほか、西側に隣接する庄下川公園も一体的に整備する方針です。

2018 年度からサウンディング型市場調査を実施すると公表され実施されていますが、その後のスケジュールは決まっていません。

Q9-1.そこでお尋ねします。

本市は、尼崎市文化振興財団が実施したサウンディング型市場調査の結果を共有していますでしょうか。共有しているのであれば、その結果を教えてください。

また、その後のスケジュールについても共有されているのでしょうか。教えてください。

尼崎市総合文化センターの大きな問題点の 1 つは、耐震の問題です。

耐震診断の結果では、文化棟の Is 値 0.29、ホール棟が 0.269 であり、一つの基準となっている Is 値 ≥ 0.6 を大幅に下回っており、震度 6 強で倒壊するレベルです。

このような建物に平成 29 年度実績値で年間 37 万 8 千人が来場している状況です。

南海トラフ巨大地震が 30 年以内に起こる確率が 70~80%と気象庁が発表している中、建て替えや耐震補強の計画もはっきりしないまま文化棟やホール棟を使用し続けてよいのでしょうか。

Q9-2.そこでお尋ねします。

耐震の問題があるにも関わらず、今後も使用を続けてよいとお考えでしょうか。

また、万が一の場合、建物は尼崎市文化振興財団の持ち物とはいえ、そこに補助金を出している市の責任も問われることになるとおもいますがいかがお考えでしょうか。

(8.)スーパーなどの民間店舗内での投票所設置について

本市では、市議会議員選挙や市長選挙の低投票率が続いています。

平成 25 年に行われた市議会議員選挙では過去最低の 41.38%という低投票率を記録してしまい、その 4 年後の平成 29 年に行われた市議会議員選挙では 42.42%とわずかに 1.04 ポイント改善しただけに留まっています。これは候補者の数が増えたことによる影響に過ぎず、投票率を改善する抜本的な取り組みが行われていないに等しいと言えます。

市長選挙においても、平成 22 年から 20%台という低投票率に落ち込み、平成 26 年・平成 30 年と市長選挙を行う度に投票率は下がる一方で、昨年の市長選挙ではとうとう 24.71%という超低投票率を記録してしまいました。

昨年の市長選挙では今までになかった、あまがさきキューズモール内での期日前投票所を設置したにも関わらず、過去最低の超低投票率となってしまいました。

今までになかった大型ショッピングセンター内での期日前投票所の設置は評価できますが、やはり付け焼刃的な取り組みではなく、日頃からの啓発活動や主権者教育が土台となり投票率の向上が見られるのではないのでしょうか。

Q8-1.そこでお尋ねします。

まずは、平成 33 年(2021 年)に実施される市議会議員選挙の投票率を大幅に改善させるため、平成 31 年・32 年とどのような種まきを行っていく計画を立てられているのでしょうか。具体的に教えてください。

選挙のある年だけ取り組みを本格化させるのではなく、長い目を見た種まきは非常に重要であり、きちんと行っていくべきだと思います。

それと同時に、常に新たな啓発方法を研究し、また、投票しやすい環境作りに奔走することも重要です。

そのような中、箕面市では株式会社阪急オアシスと「選挙などの投票所の設置に関する協定」を締結し、平成 31 年度 4 月執行予定の大阪府議会議員選挙から、阪急オアシス箕面店に投票所を設置することが発表されました。

本市でも阪急オアシス武庫之荘店と尼崎潮江店があり、箕面市が株式会社阪急オアシスの前例作ってくれたことで、本市でも協定を締結できる可能性は非常に高いと思います。

Q8-2.そこでお尋ねします。

投票しやすい環境作りも投票率を改善する上では非常に重要です。

本市でも株式会社阪急オアシスと「選挙などの投票所の設置に関する協定」を締結し、期日前投票所や投票所を増やすお考えはありますか。

また、今後期日前投票所を何ヶ所まで増やすお考えでしょうか。

ご見解をお聞かせください。

(9.)武庫分区 雨水貯留管整備事業について

平成 30 年度に武庫分区雨水貯留管整備事業費として予算計上され可決されました。
その後、予算が可決されてから実施された説明会等において反対意見が多数を占める中、
施工場所近隣住民の理解を深めるには未だに至っていません。
平成 31 年度以降の取組みとして「工事手法におけるシールドの残置案の導入や、公園以
外の公共施設用地を立坑用地の候補とする案等を複数作成し、現計画案との比較を行って
いく。」と事業計画スケジュールを変更されます。
本来の事業の進め方として先ず、地域の要望を聞いてから本事業を進めるべきであったか
と思います。

Q9-1.そこでお尋ねします。

本来ならば、武庫分区雨水貯留管整備事業費を計上する前に行っておくべき工事場所の比
較検討工事を行っていなかったのでしょうか。

また、平成 31 年度以降の取組みとして「工事手法におけるシールドの残置案の導入や、
公園以外の公共施設用地を立坑用地の候補とする案等を複数作成し、現計画案との比較を
行っていく。」と方針転換されたのはなぜでしょうか。

ご見解をお聞かせください。

(10.)動物愛護について

尼崎市内において多頭飼育崩壊が相変わらず頻発しています。昨年末に本市内でも町内会の役員の方から愛護団体への通報によりその事実が判明致しました。

大阪市では、「犬猫の理由なき殺処分ゼロに向けた行動計画」を平成 30 年に策定し、犬猫の殺処分削減や犬猫の収容を未然に防ぐ動物愛護精神の醸成等の動物愛護管理施策に取り組んでおり、これを更に推進するため、平成 31 年度より新たに動物虐待相談電話（動物虐待ホットライン）を設置する予定です。

この動物虐待ホットライン設置により「相談窓口を一元化することで、動物虐待の疑い事案を掘り起こし、早期発見や飼い主に対する改善指導に努めます。あわせて、この取り組みを進めることで、動物虐待は犯罪であるとの再認識を市民に対して促し、動物虐待の未然防止を図ります。」とし、平成 31 年度より新たに取組まれる予定です。

Q10-1.そこでお尋ねします。

頻発する多頭飼育崩壊への対策や今後の動物行政について、本市としてどのように取り組んでいくお考えでしょうか。認識している課題も含めてお聞かせください。

また、大阪市で平成 31 年度より始まる動物虐待ホットラインを、多頭飼育崩壊が頻発している本市でも設置することお考えはありますでしょうか。

ご見解をお聞かせください。

(11.)老朽危険空家について

尼崎市には、連棟住宅が数多く残っています。その連棟住宅を解体する際には、隣地建物所有者の承諾が必要になります。

しかしながら、当事者も空き家、隣地も空き家になってきているのが現状です。

空き家の所有者を確認するには、近隣への聞き込みか、法務局での登記情報に記載されている住所・氏名の確認しかできません。

空き家を解体したくても隣地所有者の承諾が取れないと解体が出来ず、現在土地の有効活用の大きな妨げになっており、せつかくの土地活用ができない現状があります。

Q11-1.そこでお尋ねします。

本市は、隣地所有者の情報開示をどのようにお考えでしょうか。

また、このように対応に行き詰まった所有者は、解体できないまま老朽危険空家になるのを放置するしか術はないのでしょうか。

ご見解をお聞かせください。

(12.)乳幼児等・こども医療費助成制度について

全国的に、乳幼児等・こども医療費の助成が広がっています。

子どもの医療費の完全無料化について、本市は独自に入院無料化の対象範囲を、平成24年に小学3年生までを中学3年生までに拡充し、通院無料化の対象を3歳未満児から就学前に拡充して助成しています。

本市は本年7月から制度拡充案として、乳幼児等医療費に8,100万円の経費をかけて、所得制限を緩和する案を打ち出しました。

これまで所得制限がかかり対象外だった1歳児から就学前の6歳児の、通院を1医療機関あたり1日800円、月2回まで自己負担とし、入院においても自己負担を1割、月額上限3,200円へと拡充する方針です。

最重要課題である、「ファミリー世帯の定住・転入促進」に力を入れる本市ではありますが、子育てファミリー世帯の転出超過の原因の一つに乳幼児等医療・こども医療費助成の課題があると思われます。

Q12-1.そこでお尋ねします。

平成24年7月に、こども医療費助成が大きく見直されてから6年ほどは拡充ができていませんでした。なぜ、これほど時間がかかったのでしょうか。

ご見解をお聞かせください。

これまでの健康福祉委員会でも「持続可能な制度の拡充をすべき」と議論されてきましたが、当局は「可能な限り拡充したい。今後も乳幼児等・こども医療費助成制度の拡充は検討していきます。」と繰り返しの答弁です。

本年7月からの制度拡充案が打ち出されましたが、近隣他都市と比べるとまだまだ手厚くなく、他都市と格差があり不十分です。

Q12-2.そこでお尋ねします。

いつまでに、どこまで拡充の範囲を広げるのかと、明確な回答がありません。

まずは、「何年後に次の段階の拡充をスタートさせる」と決意とスケジュールを決めた上で計画を進めて行くべきではないでしょうか。

ご見解をお聞かせください。

本市は、0歳児から9歳児の子どもを持つファミリー世帯の転出が多いです。

転出超過を食い止め、転入を促進する目玉は「乳幼児等・こども医療費助成制度の拡充」だけではないと思います。

Q12-3.そこでお尋ねします。

本年7月からの「乳幼児等医療費助成制度の拡充」が、ファミリー世帯の定住・転入に繋がるとお考えでしょうか。

また、拡充の効果を後追いで調査・研究できるような体制は整えているのでしょうか。

ご見解をお聞かせください。

(13.)児童相談所の設置について

平成29年度中に、全国210箇所の児童相談所が児童虐待相談として対応した件数は133,748件で、ついに速報値で過去最多となりました。

統計を取り始めた平成2年の1,101件の約121倍と、異常な増え方をしています。

増えることのファクターの一つとして、厚生労働省は従来から「国民や関係機関の児童虐待に対する意識の高まり」をあげているが、今後、さらに児童相談所を質、量とも強化しなくてはならないと思います。

最近の様々な児童虐待の事件を受け、児童相談所の重要度はかつてないほど高まっています。それにもかかわらず、児童相談所の数は少なく、人員も予算も限定的なためにきめ細やかな対応ができていないという現状があります。

少子化が加速する中、子供たちを守ることは監護者（主に親）のみならず、周辺の大人、そして行政、学校など社会全体の責任でもあります。私たちの生活にもっとも身近な行政機関である市区町村、そして現場を担当する児童相談所の間でも子供を守る最善策が議論されています。

ある研究で、児童虐待相談は、大都市あるいはその周辺が多いのではないかという仮説のもと、平成27年度対応件数を加えてみると、埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、大阪のわずか6都府県で全国の半分強の59,121件、57%である。そして0歳から14歳までの子どもの人口をみてみると、これら都府県の合計は全国の4割であったという研究結果があります。

一方、対応件数の最も少ない鳥取県と島根県を合わせた場合、子どもの人口は全国の1%に対して対応件数は0.2%であったようです。

つまり、虐待相談対応件数は極端に都市部に偏っていると言え、中核市が児童相談所を持つ意義がここに表れていると言われています。

Q13-1.そこでお尋ねします。

中核市である本市では、市独自の児童相談所を設置するお考えはありますか。

お考えがある場合はいつまでを目途に、お考えがない場合は設置しないと決断した時期やその理由、設置に向けてハードルとなっていることなどを具体的に教えてください。

また、市独自で児童相談所を設置するメリットとデメリットをどのように整理されているのかも教えてください。

児童相談所一極集中から市町村との役割分担が必要となり、平成16年度の児童福祉法改正で、児童虐待通告体制が都道府県行政と市区町村との二元化となりました。

しかしながら、二元体制であるがゆえに、それぞれの思いがすれ違う場合があると言われています。

市区町村からすれば「心配なケースなのに児童相談所は保護してくれない」「危険なケー

スなのに、もう保護解除して自宅に戻された」などという思い。

児童相談所からすれば「丸投げではなく、通告に対する第一義的対応をしてほしい」「市のサービスがなかなか使えない」などという思い。

市区町村からすれば「児童相談所に介入の権限を行使してほしい」一方、児童相談所は、「行政処分ではなく市区町村の子育てサービスを利用したい。児童相談所の方針に協力してほしい」という思いがあるように思います。

児童相談所長が決定する一時保護は行政処分であり、決定をした日から3か月以内に知事や市長に審査請求ができる。また、6か月以内であれば県に対して処分の取り消しの訴えを提起できる。権限行使の手続きはとても簡単なようですが、一時保護はその後の影響も十分勘案して行わなければならないと言われていています。児童相談所としては「様々なケースに対して何でも行政処分できない」と説明するも、現場の切実さゆえ、なかなか理解は得られず、それが高じて諦めや不信感へと変わる場合もあるようです。

市区町村からすると「一時保護所や施設は空きがないのか」「忙しいから丁寧に連絡して来ないのか。」となるようです。

児童相談所は「夜間や緊急時、市は当てにならない」とか「市区町村によって対応にばらつきがあるのは仕方がない」と、溝は深まっていく一方のようです。

これを解決するには、日頃からケースを通じて児童相談所と市区町村が協働しないと理解は進まないと思います。

例えば、市区町村の強みである虐待予防、家族支援は市区町村の中心的な業務で、通常、市区町村が行うが、労を惜まず、現場に足を運ぶことが大事です。

また、児童家庭相談担当部署が市区町村内の機関のコーディネーターとして生活保護、保健センター、学校、保育所とのパイプ役を果たすことが重要です。いざと言う時の法的介入や緊急措置は児童相談所がやってくれるから、その前段階的なところを担うべきです。これらの役割分担が機能して二元体制の溝が埋まります。

しかし、それでも二元体制の解消を図ることは難しいとも言われています。

では、二元体制の解消を図るにはどうしたら良いのか考えた結果、やはり市が独自に児童相談所を持つことがこれらの解消に繋がるという結果になります。

先日の平成31年度施政方針の中で稲村市長は「『いくしあ』は、児童福祉法に基づき、28年に新たに制度化された『子ども家庭総合支援拠点』として、県が設置する児童相談所と連携、役割分担するなかで、総合的かつ切れ目のない、寄り添い型の支援を実施します。

福祉、保健、教育等の分野間の連携、そして地域や民間団体など多様な主体との連携を強化し、身近な子育て相談から、児童虐待、発達障害、不登校や青少年のひきこもりなどの課題に幅広く対応します。」と述べられました。

本市としては、二元体制を選択していくわけですが、市職員を児童相談所に派遣しているだけでは、児童相談所と市との二元体制の溝は埋まらないと思います。

Q13-2.そこでお尋ねします。

本市では、現在児童相談所との二元体制においてどのような課題(溝)を洗い出し、把握されているのでしょうか。

また、市独自に児童相談所を設置せず「いくしあ」を稼働させていくことで、現在抱えている課題がどのように解消され、市独自に児童相談所を設置する以上の効果が具体的にどのように発揮されるのでしょうか。

ご見解をお聞かせください。

(14.)幼児教育・保育の無償化について

2019年10月から幼児教育・保育の無償化を全面的に実施することが正式に決定しました。

「幼児教育・保育無償化」とは、昨年12月に閣議決定された「新しい経済政策パッケージ」にて取り上げられた施策のひとつです。

人生100年時代を見据え、人づくりこそが時代を切り開く原動力として、政府がかかげた【人づくり革命】の主となる内容が教育の無償化です。

「幼児教育・保育無償化」の内容は、幼稚園や保育所に通う3～5歳の全てのこどもと、保育所に通う0～2歳の住民税非課税世帯の子どもについて、利用料を無料とするというものです。

この施策のメリットとしては、「子育てでの金銭面の不安が減る」、「少子化の解消につながる」、「希望の幼稚園・保育園に入れられる」、「子どもに平等な教育を受けさせることができる」などが挙げられています。

しかしながら、メリットだけではなく、やはりデメリットと言いますか、問題点も散見されます。

その1つが「保育士や施設不足が加速する」ことです。

平成30年度施政方針の中で稲村市長は「今、保育所や児童ホームにおける待機児童対策が、喫緊の課題となっています。これを解消するため、保育施設の受入枠を1,350人、児童ホームの受入枠を500人確保し、今後2年間で、待機児童ゼロを目指します。まず、法人保育施設等について、認可保育所の公募や、認定こども園への移行、定員増に伴う施設の増改築への補助、本市独自の保育士確保策を実施します。公立保育所についても、保育士の増員による受入枠の拡大を行うなど、あらゆる手法を駆使して待機児童問題の解消に取り組みます。」と市民に対して約束しました。

そして、先日の平成31年度施政方針の中で稲村市長は「保育施設と児童ホームの受入枠の拡大に鋭意取り組んでいるところですが、保育需要の高まりにより待機児童の解消には至っておらず、また、今後予定されている幼児教育・保育の無償化の実施等に伴い、需要はさらに高まっていくことが見込まれます。そこで、31年度も認可保育所や小規模事業所の新設公募などによる受入枠拡大、それを支える保育士確保策としての「保育士奨学金返済支援事業」などに取り組みます。」と述べられ、まだまだ待機児童の解消には至っておらず、保育士の確保にも難航していることを報告されています。

Q14-1.そこでお尋ねします。

平成30年度施政方針の中で、保育施設の受入枠を1,350人確保し、今後2年間で待機児童ゼロを目指すとはありましたが、一年が経過した現在、計画通りに進んでいるとは思えません。幼児教育・保育の無償化の実施等に伴い、需要はさらに高まっていくことが見込まれる中、平成30年度に約束した「今後2年間」の最終年度である平成31年度末までに、本当に待

機児童ゼロは達成できるのでしょうか。不転の決意はあるのでしょうか。

それとも、幼児教育・保育の無償化の実施等を想定していなかったという理由で、「保育施設の受入枠を1,350人確保、今後2年間で待機児童ゼロ」の約束を下方修正されるのでしょうか。

ご見解をお聞かせください。

幼児教育無償化が実現するとこれまで経済的な事情で幼稚園や保育園に通えなかった子ども達も施設を利用することができるようになります。子どもを持つ家庭にとってはとてもいいことですが、クラスの子どもの数が増えると保育士の負担は大きくなります。

保育士は過酷な労働内容に待遇が見合っていないことが指摘されており、現状のままでは保育士不足から募集をかけても急激に増えるとは考えられません。そうすると、1人当たりでみなくてはならなくなる子供の数が増加することが考えられ、結果、保育士の質の低下、幼稚園や保育園の教育や保育の質の低下が考えられます。保育士不足は子どもの保育の質の低下を招くだけでなく命を見守ることすら疎かになってしまいます。

Q14-2.そこでお尋ねします。

幼児教育・保育の無償化の実施等に伴い、平成31年度中に待機児童ゼロを達成するには何名の保育士を追加で確保しなければいけないのか算出されているのでしょうか。

また、平成31年度は保育士確保策としての「保育士奨学金返済支援事業」などに組みむとありますが、この施策で確保しなければいけない人数の保育士を確実に確保できるのでしょうか。それだけインパクトのある施策とお考えでしょうか。

ご見解をお聞かせください。

一般的にいう認可外保育施設、自治体独自の認証保育施設、ベビーホテル、ベビーシッターや認可外の事業所内保育などは、基本的に国が定める指導監督の基準を満たすもののみ、2019年10月からの無償化の対象とされていました。

つまり、基準を満たしていない認可外保育施設を利用した場合には、無料とならないわけです。

ですが、認可保育所へ入園できず、なくなく認可外を利用する場合も多くあります。そのため、今後の利用者の公平性や、認可外でもその施設の質の向上を促進するために、2019年2月に、5年間は経過措置として、基準を満たしていない場合でも無償化対象に加えることが閣議決定されています。

これにより、ベビーシッターや認可外施設などの幅広いサービスも無償化の対象になります。

しかし、5年間の経過措置の間に基準を満たさなければ無償化対象から外れ、利用者

が無償化対象の施設に殺到する可能性もあります。

Q14-3.そこでお尋ねします。

平成30年7月1日現在、本市においては企業主導型保育施設を含む認可外保育施設が25施設、訪問型認可外保育施設(いわゆるベビーシッター事業)が6施設ありますが、この中で国が定める指導監督の基準を満たしていない施設はいくつあるのでしょうか。

また、5年間は経過措置として、基準を満たしていない場合でも無償化対象に加えることが閣議決定されていますが、本市としてはこの経過措置期間にどのような対策を講じて行くお考えでしょうか。

ご見解をお聞かせください。

現在、政府が保育料の上限額を決め(国庫負担金の精算基準額)、それを上限として、市町村が実際徴収する保育料を決めています。上限額は高いため、市町村が決める保育料は、上限額よりも低くするケースが多くなっています。これを保育料減免、差額を保育料減免額と呼び、減免額は市町村の単独負担です。

今回、3歳児以上の保育料が無料となりますが、予算的に政府が保障するのは政府が定める上限額です。その結果、市町村の保育料減免は不要となります。減免額が大きな市町村ほど無償化によって大きな財源が生まれます。

無償化は2019年10月実施の予定です。消費税率の引き上げが実施されますと、2019年度の市町村予算では保育料減免に必要な半年分の予算は必要ですが、10月以降は不要になります。またこれは2019年度予算だけでなく、2020年度予算以降でも不要です。

現在の消費税率は8%で、そのうち1.7%は地方消費税です。2019年10月以降は、消費税率が10%に上がり、地方消費税率も2.2%に上がります。消費税の増税分を無償化の財源にするということは決まっていますが、地方消費税との関係がどうなるかは未定です。また、新制度の給付は国1/2、県1/4、市1/4となっています。無償化も同じ負担割合になり、自治体の負担分は基準財政需要額に含まれる可能性が高いと思われませんが、確定していません。

以上を踏まえ、無償化でどの程度の財源が生み出されるかを本市でも把握しなければなりません。そしてこの財源を引き続き子育て支援分野で使うように考えていくべきです。待機児童解消、0歳～2歳児の保育料減免の拡充、保育環境の改善、保育士処遇の改善など、使うべきところはたくさんあります。

Q14-4.そこでお尋ねします。

本市においては、幼児教育・保育の無償化でどの程度の財源が生み出されるか把握しているのでしょうか。

また、生み出された財源を引き続き子育て支援分野のこういった施策に活用していくお考

えでしょうか。

ご見解をお聞かせください。

本市は子育て世代の定住・転入促進に力を入れようとしています。

平成31年度は乳幼児等・こども医療費助成制度の拡充が予定されていますが、これが直接的に子育て世代の定住・転入に繋がるかは不透明であり、どちらかと言えば、兵庫県内でも一番遅れていた制度内容がやっと±0付近まで近付けたに過ぎず、今回の拡充案でプラス圏内に転じたとも思えず、子育て世代が定住・転入を決断する要因の1つにはなり得ないと我が会派では考えています。

我が会派では、全国に対しても、子育て世代に対しても、強いメッセージ性とインパクトが打ち出せるのは「0～2歳児の幼児教育・保育の無償化」だと考えています。

本年10月から保育所に通う0～2歳の住民税非課税世帯の子どもは利用料が無料されますが、住民税課税世帯は対象外です。

この住民税課税世帯をも無償化する、どこの自治体も簡単にやっていない、やれないことをやってこそ、それが市の魅力になり、強烈なメッセージとインパクトになり、そこに人が集まるのではないのでしょうか。

もちろんそのためには、さらなる財源確保・保育士や施設の確保など、かなりの難題をクリアしなければいけないことは重々承知です。

Q14-5.そこでお尋ねします。

稲村市長3期目の間に、保育所に通う0～2歳の住民税課税世帯の子どもの利用料無料を目指されるお考えはありますか。

ご見解をお聞かせください。

以上で第1問目を終わります。

(15.)災害時に避難所となる体育館の空調整備について

平成 28 年の熊本地震をきっかけに、避難所となる小・中学校の体育館等への空調設備の設置が必須だと言われるようになりました。

大規模な災害発生時には、住民は長期の避難所生活を送らざるを得ず、避難所の生活環境は心身の健康に直接結びつく重要な問題であるからです。

熊本地震では、発災後の「災害関連死」は 200 人以上と伝えられており、災害弱者への配慮という観点からも、二次被害を防ぐためのセーフティネットとなる避難所の生活環境の改善が求められました。とりわけ一時避難所となる市立小・中学校の体育館等への空調設備の設置は急務とされ、また、空調設備の設置により、教育環境の整備と地域利用施設としての機能を充実させることもできます。

文部科学省によると、全国の小・中学校体育館などでの空調設備（冷房）の設置率は、昨年 9 月末時点で 1.4%、兵庫県は 0.7%となっています。

国においては、指定避難所となる体育館の改修等に活用できる「緊急防災・減災事業債」制度が平成 32 年度まで設けられています。

災害は季節を選んできません。むしろ、暑い時期か寒い時期にその季節特有の災害が起こる可能性が高いことを考えると、避難所となる施設にエアコンは必須であり急務だと考えます。

Q15-1.そこでお尋ねします。

本市では、指定避難所となる体育館の改修等に活用できる「緊急防災・減災事業債」制度を活用して体育館への空調設備を設置する計画は立てられているのでしょうか。計画をしているのであれば、詳細を教えてください。

(16.)いじめ等相談体制について

文部科学省によると 2017 年度、全国で自殺した児童生徒は 250 人に上り、過去 30 年で最多となっています。本市においても 2017 年、中学 2 年生の女子生徒が学校での悩みについてメモを残し、自らの命を絶ちました。こうした中、子ども達がスマートフォンを使い、LINE 等で気軽に相談できる体制が全国的にも広がってきています。子ども達のコミュニケーションの手段が変化してきており、音声通話よりも LINE 等をはじめとした SNS を日常的に活用していることから LINE 等を利用したいじめ等相談体制が子供達の相談へのハードルを下げ、効果を上げています。

兵庫県ではスマートフォンの LINE を活用した児童・生徒向けの相談窓口「ひょうごっ子 SNS 悩み相談」を昨年 8 月 1 日から 9 月末まで試験導入し、この 2 か月間で電話窓口の約 10 倍の 648 件の相談がありました。県の教育委員会では 2019 年度当初予算案に事業費を盛り込む方針で通年実施に向け動き出しています。

Q16-1.そこでお尋ねします。

平成 31 年度から県の教育委員会主導でスタートするスマートフォンの LINE を活用した児童・生徒向けの相談窓口「ひょうごっ子 SNS 悩み相談」について、県と市の間でどのような連携がなされ、最終的に児童・生徒をどのように救うことができるのか。そのプロセスを具体的に教えてください。

市の単独事業として、いじめ等の相談体制や窓口設置は平成 31 年度予定されていません。

学校内でのアンケートと、そのアンケートに基づいて先生と面談する手法しかなく、いじめ等の相談体制が完備されているとは思えません。

Q16-2.そこでお尋ねします。

いじめ等の相談体制として、アンケートと面談で児童・生徒を救うことができるとお考えなのでしょうか。

また、不登校対策として導入する「アセス」を用いて早期にいじめ等を発見し、適切な対処をしていくことは可能なのでしょうか。

ご見解をお聞かせください。

我が会派では、平成 30 年度予算案で修正案を提示させていただきました。

その中で、いじめに苦しんでいる子ども達のために「ストップイットの導入」を提案させていただきました。

「STOPIt」はいじめを見つけた子どもたち、いじめに苦しんでいる子どもたちのために、

いつでもどこでも報告・相談できる環境を整えます。いじめの早期発見や情報共有を円滑にし組織的な対応を実現するだけでなく、抑止効果によるいじめ自体を減少させる効果も期待できます。スマートフォンに **STOPit** アプリをダウンロードするだけで、ひとりひとりが声を上げることができる環境を実現します。

いじめ等相談体制として、本市独自の相談窓口を持つことは重要だと思います。

Q16-3.そこでお尋ねします。

ストップイトの導入を検討された経緯はあるのでしょうか。何がネックとなり導入が見送られたのでしょうか。

また、本市におきましても SNS 等を活用した独自の相談体制を構築すべきだと思いますが、いかがお考えでしょうか。

ご見解をお聞かせください。

(17.)あまっ子ステップ・アップ調査事業について

平成 29 年度全国学力学習状況調査から政令市の順位が公表され、中学校国語 A・B、数学 A・B の全てで全国トップだったのが仙台市でした。

仙台市がトップになれた理由のひとつに、仙台市が非常に細かくデータを取り、分析しその後の学校教育に活かしているという点があります。

仙台市では「標準学力検査」という学力調査を行っており、新年度の 4 月に実施し、前年度 1 年分のデータを確実に取ります。そのため、何年生のどこで子ども達がつまずき、成績を落しているのかが分かります。そして、このつまずきをなくすため、どのように授業展開をすれば効果的かを研究し、マイスター教師が模擬授業をします。この授業ではどうすれば分かりやすい授業を行えるかを教員に教えます。またビデオ撮影も行い DVD にして模擬授業に参加していなかった教員に対して貸出を行っています。

本市では平成 30 年度から「あまっ子ステップ・アップ調査」を行い、毎年小学 1 年生から中学 2 年生を対象に学力調査と生活実態調査を実施し、そのデータを「学びと育ち研究所」において研究分析、その後エビデンスに基づき教育施策を立案していきます。

しかし、本市では調査を小学校では 12 月、中学校では 1 月に実施しており、小学校では 1 月から 3 月までの 3 ヶ月分、中学校では 2 月・3 月の 2 ヶ月分の調査データが取れません。

Q17-1.そこでお尋ねします。

「あまっ子ステップ・アップ調査」を仙台市のように新年度の 4 月に実施できない理由は何でしょうか。教えてください。

本市では調査を小学校では 12 月、中学校では 1 月に実施しており、小学校では 1 月から 3 月までの 3 か月分、中学校では 2 月・3 月の 2 か月分の調査データが取れません。

これを補うためにまた別のテストを実施していると聞いていますが、そのテストの結果データは「学びと育ち研究所」において研究分析されていないと聞いています。

Q17-2.そこでお尋ねします。

小学校では 3 ヶ月分、中学校では 2 ヶ月分の調査を補うためのテストの結果データが研究分析されていない実態があり、その状態で作られる教育施策は不完全なものと言わざるを得ません。

この不完全な状態での研究分析、施策立案で良いとお考えなのでしょうか。

また、今後も引き続き結果データが抜け落ちた状態で研究分析、施策立案を実施していくのでしょうか。

ご見解をお聞かせください。

(18.)G20 大阪サミット 2019 について

2020 年の東京オリンピック・パラリンピックや、昨年 11 月末に決定しました 2025 大阪・関西万博の陰に隠れている感じになってしまっていますが、本年 6 月 28・29 日の 2 日間で G20 大阪サミット 2019 が開催されます。

大阪国際見本市会場(インテックス大阪)において、メンバー国 20 カ国、招待国 8 カ国、国際機関 9 機関が参加します。

開催期間中は、G20 各国代表団、国内外報道関係者、日本政府関係者、警備関係者、支援事業者など、約 3 万人の方々が大阪を訪れることが想定されており、高い経済効果が期待されています。

開催に先駆けて、2019 年 G20 大阪サミット関西推進協力協議会は、大阪・関西から集めた地元産品や観光資源等の情報を推薦書として取りまとめ、平成 30 年 10 月 29 日(月)に外務省へ提出しました。2019 年 G20 大阪サミットの開催は、大阪・関西の魅力を世界に向けて発信する絶好の機会となります。

各自治体が、自慢の食材等や伝統工芸品・工業製品等や観光資源・文化行事等を推薦書に挙げている中で、本市は観光分野で尼崎えびす神社の外国人向け巫女体験を推薦しています。

しかしながら、推薦しているにも関わらず尼崎えびす神社や巫女体験のイメージ画像が提供されておらず、本市の魅力を世界に向けて発信しようという熱意がまったく伝わりません。

Q18-1.そこでお尋ねします。

まず G20 大阪サミット 2019 の担当課はどこになるのでしょうか。

また、尼崎城などもある中で、どの課が、こういった方針や戦略を持って尼崎えびす神社を推薦したのでしょうか。

最後に、このような大規模な国際イベントに対しては、こういった体制で取り組むお考えなののでしょうか。

ご見解をお聞かせください。

(19.)東京オリンピック・パラリンピックについて

平成 26 年第 7 回定例会の一般質問において、事前合宿誘致に積極的に取り組んで行くべきだという趣旨の質問をさせていただきました。

その後、本市は平成 27 年 11 月に大会組織委員会に事前合宿誘致の意思表示を行っているとのことですが、昨年 3 月の代表質疑の答弁では招致の決定には至っていないとのことでした。

Q19-1.そこでお尋ねします。

その後、事前合宿誘致について動きはあったのでしょうか。

現在の状況を教えてください。

昨年 6 月の一般質問において、ホストタウン、事後交流型ホストタウンとして登録の検討を行っているのかとの質問に対して、「ホストタウン事業は、東京オリンピック・パラリンピックの開催を契機として、全国の地方公共団体と大会参加国、地域との人的、経済的、文化的な相互交流を図るとともに、地域の活性化等を推進することを目的としているものでございますが、その登録には人員や施設、多額の財源の確保が課題となりますことから、現時点では登録は考えておりません。しかしながら、平成 20 年の北京オリンピックの際には、尼崎スポーツの森で事前合宿を行ったスペインの水泳チームの監督から子供たちが直接指導を受けたり、一部のレーンを一般に開放することで一般市民が代表選手と一緒に泳ぐなどの交流を行い御好評をいただきましたことから、今回、事前合宿を招致できましたら同様の交流を続けることも可能になるものと考えております。」という答弁がありました。

しかしながら、これは事前合宿誘致に成功した場合にできることであり、誘致に失敗した場合は、56 年ぶりの自国開催という大きなチャンスの中で、「スポーツのまち」を謳う本市は何もできなかったということになります。

Q19-2.そこでお尋ねします。

昨年 3 月の時点ではホストタウンの登録は考えていなかったとのことですが、現時点でのお考えはいかがでしょうか。

また、ホストタウンの登録も行わず、事前合宿誘致にも失敗した場合、「スポーツのまち」を謳う本市として青少年や市民に、東京オリンピック・パラリンピックを通して何をもたらすことができるのでしょうか。

ご見解をお聞かせください。

昨年 9 月議会において、会派の辻議員が、兵庫県内の聖火リレーのコースの選定状況や、市から県への働きかけの状況について質問しました。

その際、当局からは、県の実行委員会からの意向調査には「聖火リレー等の実施を希望する」と回答したこと、また本市がリレーのコースに選定されるよう、機会あるごとに尼崎市選出の県会議員や国会議員の方々にもお力添えをお願いしているとの答弁がありました。

今年1月には、県の実行委員会から大会組織委員会に兵庫県内のリレーのコース（案）が提出されたとの報道がありました。その内容は、摂津、播磨、但馬、丹波、淡路の旧五国を全て通るルートであり、大会組織委員会が変更を加える可能性があることから正式決定までは公表されないとのことですが、意向調査においてルート入りを希望した市町を軸に選定されたようです。

本市は、意向調査においてルート入りを希望しており、今年夏の正式発表が楽しみな状況です。

年が明けて2019年を迎え、いよいよ2020年はもう目の前です。

Q19-3 そこでお尋ねします。

まもなく決定するリレーのコースに本市が選定された場合を想定し、市長として取り組もうと考えていることをお聞かせください。

また、万が一選定されなかった場合においても、日本でのオリンピックの開催は数十年に一度の貴重な機会です。市長として考えておられることがあれば、そちらもあわせてお聞かせください。

(20.)2025 大阪・関西万博について

2025 年の大阪・関西での万博の開催に向けた本市の取り組みについて、昨年 12 月本会議において、会派の辻議員が「様々な取り組みを調整し、推進する組織体制が必要ではないか。」といった質問をしたところ、当局からは「大阪万博が決まったところであり、組織の設置は現時点では考えていない。」との答弁がありました。

しかしながら、隣の大阪では、既に様々な準備が始まっており、万博開催地の隣という本市の立地を考えれば、すぐにでもできる取り組みを模索する必要があるのではないのでしょうか。

先月の 2 月 6 日、大阪府庁で「万博の海上交通について」の勉強会が大阪維新の会主催で開催されました。

当日は維新の会の大阪府議・大阪市議・兵庫県議・神戸市議など広範囲の自治体から議員が集まり、私も参加してきました。

万博室職員から現状や今後の計画の説明もあり、勉強会の中では「尼崎港と舞洲を橋で繋いだらどうだろうか。」などという夢のあるワクワクするような案も挙げられていました。

やはり大阪府では 2025 大阪・関西万博だけではなく、IR も視野に入れて考えられていると感じました。

2025 大阪・関西万博や IR は、本市にとってもかなり大きな効果をもたらす事業であり、一日も早く連携を図っていくべきだと思います。

勉強会後に万博誘致推進室の課長と IR 推進局の課長を紹介してもらえ、本市職員との打ち合わせの日時まで具体的にご提示くださいましたが、恥ずかしながら本市の万博・IR の窓口が正式に決まっていないため、現在先方に待っていただいている状況です。

Q20-1 そこでお尋ねします。

2025 大阪・関西万博や IR についての統一的な窓口を本市でも早急に設置する必要があると思いますが、平成 31 年度の組織図ではどこが担当になるのでしょうか。

また、2025 大阪・関西万博や IR を本市のビッグチャンスと捉え、市長のリーダーシップのもと、本市の立地の優位性などを活かし、2025 大阪・関西万博や IR に向けて積極的に大阪府や兵庫県に対して働きかけを行っていくべきだと思います。

市長は 2025 大阪・関西万博や IR をどのように捉え、それに絡めて本市をどのように活性化させていくお考えでしょうか。

教えてください。

(21.)たばこ対策推進事業について

本市では平成 27 年から「尼崎市たばこ対策推進プロジェクトチーム」を設置し議論を重ねてきました。

そして、たばこ対策を進めるにあたり、まずは市職員が率先して取り組む姿勢を示すことで、喫煙マナーの啓発や禁煙支援等の取組みをより一層推進するため、平成 28 年 7 月 22 日に、市職員版のたばこに関する取組宣言が行われました。

Q21-1 そこでお尋ねします。

市職員版のたばこに関する取組宣言の中に「勤務時間中は禁煙します。」と宣言されています。

平成 28 年 7 月 22 日の取組宣言以降、勤務時間中の禁煙はどこまで改善されているのでしょうか。

また、勤務時間中の禁煙を行うことで、例えば残業時間の減少など他の項目で良い効果を出している事例はありますか。

教えてください。

平成 30 年 10 月 1 日より全面施行している尼崎市たばこ対策推進条例では、市内全域歩きたばこ・ポイ捨て禁止と定めています。

今年度は、啓発活動や喫煙所の設置、喫煙スポット（指定喫煙場所）の登録も進めてまいりました。

しかしながら、まだまだ市民や喫煙者への周知が徹底されておらず、まだまだ駅前や学校前での歩きたばこやポイ捨ては目立っています。

せっかく制定された尼崎市たばこ対策推進条例も理念条例になるのではないかと危惧しています。

そのような中、平成 30 年度の当事業の予算 969 万 3000 円から、平成 31 年度は 217 万 9000 円と大幅に事業費が減少されています。

平成 31 年度は、市内 13 駅にのぼりや横断幕、阪神バスに啓発ステッカー、全小学校に横断幕などを行い条例の周知・啓発、喫煙所の整備や路上喫煙禁止区域の指定などに取り組むとあります。

Q21-2 そこでお尋ねします。

尼崎市たばこ対策推進条例が施行されてまだまもなく、市民や喫煙者への周知が徹底されていないことから条例施行による効果もまだ出ていない中で、大幅に予算を減額して目的を達成することはできるのでしょうか。

また、本市のたばこ対策についての今後の展開や計画、目標達成に向けての市長の決意をお聞かせください。

(22.)改元による既存システム等への影響について

天皇退位に伴って本年5月1日に新たな元号に改まることから、本市でも情報システムの改修が必要になってきます。

住民登録や税務など自治体の業務の多くは電子化されており、「平成」から新元号への切り替えにうまく対応しなければ、システム障害が起きてしまいます。

他の自治体では、システム会社に改修を委託し、膨大なプログラムの中から修正箇所を洗い出し、元号を空欄にしたまま洗い出しからテストまでの一連の作業を終えている自治体もあります。そして、4月1日の新元号の発表を受けて空欄を埋め、改元までの1ヶ月間で最終テストを実施するという計画を立てています。

Q22-1 そこでお尋ねします。

新たな元号に改まることによる情報システムの改修プロセスを教えてください。

また、その改修プロセスの中で、既にどこまでは終えているのかも教えてください。

「平成」から新元号への切り替えにうまく対応しなければ、システム障害が起きてしまいます。

例えば、新元号への切り替えにうまく対応できないと、システム内で住民の年齢をカウントできなくなり、児童手当の支給をはじめ年齢が関係するあらゆる手続きで不具合が起きかねません。

改修は、新元号が公表されてから仕上げの作業を行うこととなります。

政府は公表時期を「改元の一ヶ月前」としており、全国の自治体の担当者からは「一ヶ月間では短い」と不安の声も上がっているようです。

Q22-2 そこでお尋ねします。

システムの不具合等によるトラブルで市民サービスを停止させることは許されることではなく、絶対に避けなければいけません。

市民生活に影響が出ないよう万全を期す市長の決意をお聞かせください。

(23.)40歳のW(ダブル)成人式について

本市では、10歳の節目に「2分の1成人式」というイベントが各小学校で実施されています。

その一方で、藤沢市や千葉市、高知市などでは40歳の節目に2回目の成人式として「ダブル成人式」が開催されています。

例えば藤沢市では、昨年4月に6回目となる「2回目の成人式」が藤沢市後援で開催されています。

40歳から64歳の25年を中年期と呼びますが、その中年期のスタートである40歳という節目に注目して「ダブル成人式」を開催するのは、決してふざけた発想ではありません。

高齢社会を生きる一人ひとりが、共に地域社会を支える一員として生きがいを持って充実した人生を過ごすことができるような「幸齢社会」としていくためには、65歳からの高齢期に入る前の段階、特に40代、50代の頃からの地域社会との関わりを豊かにしていくための学びが重要だと言われています。

また、40歳は20年前に成人し、社会や家庭でさまざまな経験を積み上げ、家庭内でも地域内でも社会的にも役割が大きくなっていく節目の歳です。この節目に、改めて同年代を繋ぎ、本市の良さを再認識してもらい、地域発展の核になってもらうことはこれからの本市にとっても非常に重要です。

尼崎市は後援という形でバックアップし、実行委員会方式や地元の尼崎青年会議所に託すなどの方法を考えて行けば実現は不可能ではないと思います。

Q23-1 そこでお尋ねします。

地域発展の核を醸成していくためにも「ダブル成人式」の開催はいかがでしょうか。

ご見解をお聞かせください。

以上で私の代表質疑を終わりますが、本日取り上げなかった問題、また市長等の答弁を受けまして明らかになった問題点につきましては、分科会及び総括質疑において同僚議員が質疑してまいりますので、宜しくお願い致します。

長い間の御清聴ありがとうございました。